【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No.1
【根拠条文】	法第27条の26第2項第1号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ゴールドマン・サックス証券株式会社 代表取締役社長 居松　秀浩
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー
【報告義務発生日】	令和8年9月15日
【提出日】	令和8年9月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有割合の減少・単体の保有割合の減少・重要な契約等の変更

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	ネクセラファーマ株式会社
証券コード	4565
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号虎ノ門ヒルズステーションタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成17年9月16日
代表者氏名	居松　秀浩
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	金融商品取引業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コントローラーズ部　三須　太貴
電話番号	03（4587）8321

（２）【保有目的】

有価証券関連業務の一部としてのトレーディング・有価証券の借入等

（３）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	1,082,284			

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 1,082,284	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			1,064,584
保有株券等の数（総数）（V+W+X+Y-Z-AA）	AB			17,700
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（令和8年9月15日現在）	AD	92,614,159
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	1,975,306
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB/（AD+AE-AF）×100）		0.02
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		0.01

（4）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により、880,951株の借入（相手方の数：20）
株券の消費貸借により、1,064,584株の貸出（相手方の数：1）

２【提出者（大量保有者）／２】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）
住所又は本店所在地	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和63年6月2日
代表者氏名	Anthony Gutman / Kunal Shah
代表者役職	Co-Chief Executive Officer
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コントローラーズ部　三須　太貴
電話番号	03（4587）8321

（２）【保有目的】

有価証券関連業務の一部としてのトレーディング・有価証券の借入等

（３）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	1,126,673			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B 1,975,306	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				

株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 3,101,979	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			3,101,979
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				1,975,306

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年9月15日現在）	AD	92,614,159
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	1,975,306
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		3.28
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		5.09

（4）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により、1,526,546株の借入（相手方の数：3） 株券の消費貸借により、44,359株の貸出（相手方の数：2） 新株予約権付社債券の買戻し契約により、株換算で1,975,306株を約定　（相手方の数：1）

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

（１）ゴールドマン・サックス証券株式会社

（２）ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	2,208,957			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B 1,975,306	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 4,184,263	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			1,064,584
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			3,119,679
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				1,975,306

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年9月15日現在）	AD 92,614,159
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE 1,975,306
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）	3.30

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	5.11

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（%）
ゴールドマン・サックス証券株式会社	17,700	0.02
ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）	3,101,979	3.28
合計	3,119,679	3.30